

契 約 書 (案)

1. 件 名 関東運輸局管内汚水処理施設維持管理、貯水槽の清掃及び水質検査業務
2. 契約金額 金 円
(内消費税及び地方消費税 10%相当額 円)
3. 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4. 履行場所 別紙「作業場所・機器一覧」に定める場所

支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○ ○○及び独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部長 ○○ ○○(以下「発注者」という。)と、○○○○(会社名)○○○(代表取締役役職)○○○○(代表者名)(以下「受注者」という。)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 業務内容等は別添「仕様書」のとおりとする。

第2条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託若しくは請負を行ってはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受注者は、第1項の場合を除き、止むを得ない事由のため、請負の一部を第三者に委託若しくは請負(以下「再委託等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、再委託等の相手方の住所、氏名、作業の範囲、必要性及び契約金額等について記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。なお、再委託等の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受注者がこの契約を履行するために必要な作業として、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の作業(以下「軽微な業務」という。)の再委託等を行おうとするときは、適用しない。

5 受注者は、第3項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の履行体制に関する書面を発注者に提出しなければならない。

らない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

6 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

7 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

8 受注者が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

第3条 契約内容は、発注者と受注者協議の上、変更することができる。

2 本契約締結後、予期することのできない事由の発生により、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議の上、変更することができる。

第4条 受注者は、発注者の承認を得ないでこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

第5条 受注者は、天変地異その他、受注者の責に帰さない事由により、所定の期限内に契約内容の実行をなすことができないときは、発注者に対し、その事由を明らかにした書面を提出して、変更を求めることができる。

2 前項の場合、発注者は審査の上、その変更を承諾することがある。

第6条 受注者の責に帰する事由により所定の期限内に契約内容を実行しないときは、発注者は、期限の翌日から起算して、契約内容の実行当日までの遅延した契約内容に相当する金額に対し、年3.0%の割合をもって、延滞料を徴収する。

第7条 契約内容の実行に要する一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

第8条 発注者は、受注者が契約内容の実行をなした日から10日以内に検査を行わなければならない。

第9条 発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、

受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

第10条 発注者は約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5%とする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が、検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

第11条 受注者は、完了した業務に相当する契約金額の支払を、実施確認書を添えて発注者に請求するものとする。ただし、請求は年2回（污水处理施設維持管理）及び年1回（貯水槽の清掃及び水質検査業務）とする。

第12条 発注者または受注者は、15日前までに予告して本契約を解除することがある。ただし、本契約解除によって損害を生じたときは、確証のあるものに限り実費を標準として、その損害を補償するものとし、その金額については、発注者と受注者協議の上、これを決定するものとする。

第13条 発注者は、次の各号の一つに該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 所定の期限内に契約内容を実行する見込みがないことが明らかになったとき。

(2) この契約の履行に関して、受注者またはその代理人（下請け人は代理人とみなす。）若しくは、使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 第2条または第14条の規定に違反したとき。

(4) 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

(5) 受注者が破産の宣告を受け、または無能力者となり、もしくは居所が不明となったとき。

(6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の場合において、受注者は、違約金として契約金額から、実行済みの分を差し引いた額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が発注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取

り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第15条 発注者がこの契約により取得する金額は、受注者に支払う金額と相殺し、または別途にこれを徴収する。

第16条 受注者は、この契約の履行により知り得た、発注者の業務上の秘密及び情報を第三者に漏らしてはならない。

第17条 この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

第18条 本契約書に関し、以上の各条項に疑義を生じたとき、または各条項に定めない事項については、発注者と受注者協議の上、決定する。

上記契約の証として、本書を3通作成し、発注者と受注者押印の上、各自1通を保管する。

令和〇〇年〇月〇日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎
支出負担行為担当官
関東運輸局長 ○○ ○○ 印

発注者 東京都品川区東大井1-12-17
独立行政法人自動車技術総合機構
関東検査部長 ○○ ○○ 印

受注者 ○○ ○○ (住所)
○○ ○○ (会社名)
○○ ○○ (代表者役職名) ○○ ○○ (代表者名) 印